

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への提出

2020年東京オリンピック・パラリンピック 持続可能性に配慮した調達コード（案）

経済人コー円卓会議日本委員会－人権ビジネス研究所

2016年2月12日

内容

2020年東京オリンピック・パラリンピック 持続可能性に配慮した調達コード（案）

- 1 目的
- 2 適用の範囲
- 3 対象の分野
 - 3.1 労働－労働条件
 - 3.2 安全衛生
 - 3.3 多様性とインクルージョン
 - 3.4 炭素・カーボン
 - 3.5 物流・交通
 - 3.6 廃棄／資源
 - 3.7 水
 - 3.8 有害物質
 - 3.9 地域資源
- 4 苦情処理メカニズム
- 5 マネジメント、コミュニケーション、モニタリング、評価

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
大会準備運営第一局 持続可能性部 御中

経済人コー円卓会議日本委員会（以下、CRT日本委員会）と人権ビジネス研究所（以下、Institute for Human Rights and Business: IHRB）は、国内外から募集した意見の内容を取り纏め、「2020年東京オリンピック・パラリンピック 持続可能性に配慮した調達コード（案）」（以下、調達コード）

を公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）に提出いたします。私たちは組織委員会に対して、本文書の内容に沿った、調達コードおよび関連文書の策定を求めます。なお、本文書の取り扱い、調達コードに沿った取り組みについての責任は、組織委員会にあります。

2020年7月～9月にかけて、東京オリンピック・パラリンピック（以下、東京2020大会）が開催されます。昨年、東京オリンピック・パラリンピック持続可能性に関する検討会メンバー¹は、「東京オリンピック・パラリンピック持続可能性テーマ（案）」を策定し、東京2020大会に向けて組織委員会が重視すべきと考える持続可能性テーマについて意見を募集しました。意見は国内外から寄せられ、組織委員会が大会の実施に向けて対応すべき主要な持続可能性テーマを特定しました。

国内外の関心に応え、また、東京2020大会の「成功」においては、大会が関係する製品やサービスが環境および社会面に関する基準を尊重した形で調達されるための明確な方針およびコミットメントの明示が不可欠であるという認識の下、CRT日本委員会とIHRBは、「2020年東京オリンピック・パラリンピック 持続可能性に配慮した調達コード（案）」を作成し、これについて広く国内外から意見を募集いたしました。2015年8月25日～9月下旬の期間に、日本、イギリス、オーストラリアの6つの組織から意見が寄せられました。本文書は、これらの意見を取りまとめた結果です。なお、寄せられた意見の詳細（担当者名および組織名を含む）については、添付資料1をご覧ください。

私たちは、昨年12月に提出した「2020年東京オリンピック・パラリンピック 人権ステートメント（案）」と合わせて、組織委員会が、持続可能性に配慮した調達コードを策定する過程において本文書をひな形として用いることを求めます。

経済人コー円卓会議日本委員会
専務理事兼事務局長
石田 寛

人権ビジネス研究所
エグゼクティブディレクター
ジョン・モリソン



本文書に関するお問い合わせ先
経済人コー円卓会議日本委員会 ディレクター 岡田美穂
電話番号：03-5728-6365 ファックス：03-5728-6366
メールアドレス：yourcomments@crt-japan.jp

¹ 東京オリンピック・パラリンピック持続可能性に関する検討会メンバーの一覧は以下をご覧ください。
http://crt-japan.jp/blog/2015/03/30/tokyo_olympic_paralympic-games_2020/

経済人コー円卓会議日本委員会について

経済人コー円卓会議（CRT）日本委員会（<http://crt-japan.jp/>）は、ビジネスを通じて社会をより公正で透明性の高いものとする 것을 目指して活動するグローバル団体であり、（<http://www.cauxroundtable.org/>）、企業に対して主に「ビジネスと人権」分野における実践的なアドバイスを提供しています。2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定する前年（2012年）より、東京オリンピック・パラリンピックの実施に際して懸念される人権リスクについて理解を深めるためのセミナーやイベントを開催してきました。

また、2014年には「CSR リスクマネジメントに関する国際会議」を開催し、人権ビジネス研究所（IHRB）の協力を受けて「メガスポーツイベントと人権」をテーマとしたワークショップを実施いたしました。2015年3月には、組織委員会、国際オリンピック委員会、日本オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、日本政府、スポンサー企業に対する「2020年東京オリンピック・パラリンピック持続可能性に関する要望書」を公表しました（<http://crt-japan.jp/blog/2015/03/20/olympic-request/>）。また、東京オリンピック・パラリンピックでの持続可能性に関する検討会メンバーとしても活動を展開しています。（http://crt-japan.jp/blog/2015/03/30/tokyo_olympic_paralympic-games_2020/）

人権ビジネス研究所について

人権ビジネス研究所（The Institute for Human Rights and Business：IHRB）（<http://www.ihrb.org/>）は、ビジネスと国際的に宣言されている人権基準との関係に関する卓越性と専門知識のグローバルセンター（行動するシンクタンク）であり、企業活動が人権侵害を引き起こすことなく、良い結果を招くことを目指した政策の方向付け、実践、説明責任の強化に取り組んでいます。IHRBのメガスポーツイベント・プログラム（<http://www.megasportingevents.org/>）は、国際的な研究や交流、支援、普及・啓発活動を通じて、メガスポーツイベントにおける人権の実践を推進するものです。2013年には「エクセレンスの実現に向けて～メガスポーツイベントと人権」（仮邦題）（*Striving for Excellence: Mega-Sporting Events and Human Rights*）と題する報告書²を公表し、さらに2014年には学習用ウェブプラットフォーム（<http://www.megasportingevents.org/>）を開設しました。

² <http://www.ihrb.org/publications/reports/striving-for-excellence-mega-sporting-events.html>

2020年東京オリンピック・パラリンピック

持続可能性に配慮した調達コード（案）

1 目的

2013年9月7日、国際オリンピック委員会（IOC）は、2020年オリンピック・パラリンピックの開催地を東京に決定しました。この決定は、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会がIOCに提出した立候補ファイルに記載された内容を含む、さまざまな約束やコミットメントに基づいて下されました。立候補ファイルには、「大会組織委員会は、（中略）2020年東京大会の製品・サービスの調達・購入について厳格な基準及びガイドラインを作成」し³、環境にやさしい製品・サービスの調達と、「国際労働基準および国内労働法を踏まえ」⁴社会性に配慮した製品・サービスの調達を実現することが記載されています。

“サステナブル公共調達に関するマラケシュ・タスク・フォース”⁵によれば、「持続可能性に配慮した調達とは、組織がライフサイクル全体で、組織のみならず社会および環境に対しても恩恵をもたらすこと、同時に環境への被害を最小限に抑えることを考慮し、支出した金額に見合う価値を得る方法で、商品・サービス・役務・設備を調達するプロセス」と定義されます。「IOC-2020年立候補にあたっての手続きと候補者への質問事項（the IOC’s 2020 Candidature Procedures and Questionnaire）」（ここに、東京がオリンピック・パラリンピックを招致するにあたっての基本的な考え方が記載されています）、「オリンピック・アジェンダ2020」、「立候補ファイル」には、持続可能性に配慮した基準を設け、その実施を支援することが述べられています。IOCと東京オリンピック・パラリンピック組織委員会（TOCOG）の約束やコミットメントは、TOCOGのような組織委員会は、その調達活動を通じて（持続可能性の実現に）大きな影響力を行使するという共有理解に基づいています。私たちは、東京2020大会における商品やサービスを持続可能性に配慮した形で調達することで、（持続可能性の実現に向けてポジティブな）変化をもたらすことのできる立場にあり

³ 東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会。（2013）「立候補ファイル」（第1巻）p.43.

5.9 製品・サービスの調達・購入の理念

http://tokyo2020.jp/jp/plan/candidature/dl/tokyo2020_candidate_entire_1_jp.pdf

⁴ 同書. p.43

⁵ 本定義は、スイス主導の“サステナブル公共調達に関するマラケシュ・タスク・フォース”に基づきます。本タスク・フォースは、スイス、アルゼンチン、メキシコ、ガーナ、フィリピン、中国、チェコ、イギリス、ノルウェー、アメリカ、サン・パウロ州（ブラジル）の各政府、および、欧州委員会、国連環境計画（UNEP）、国連経済社会局（UNDESA）、国際労働機関（ILO）、持続可能性を目指す自治体協議会（ICLEI）、持続可能な開発を促進するための国際研究機関（IISD）から構成されています。以下の原文（英語）”Sustainable Procurement is a process whereby organisations meet their needs for goods, services, works and utilities in a way that achieves value for money on a whole life basis in terms of generating benefits not only to the organisation, but also to society and the economy, whilst minimising damage to the environment.”を仮訳しています。<http://www.unep.fr/scp/marrakech/taskforces/pdf/Procurement2.pdf>（英語のみ）

ます。それだけではなく、私たちは、持続可能性に関する取り組みが、国内外のスポンサー企業の業界基準の底上げ、社会・環境から得られる便益の増幅、(それを行う企業の)競争優位の確立につながることで、持続可能性の実現に向けた変化を促すことのできる立場にあると考えます。

このため、TOCOG は、責任ある持続可能性に配慮した基準に則った調達活動を、サプライチェーンを通じて実施することを約束します。調達コードは、人権ステートメント⁶を補足し、TOCOG の調達活動の全体に適用されるべきものです。調達コードと人権ステートメントはともに補完しあうものであり、大会のサプライチェーン全体のステークホルダーに及ぼし得る影響を把握し、ネガティブな影響を取り除きかつ軽減し、その取り組みについて報告および説明することを確実にするものです。別途、調達コードの詳細や取り組みの目標が、業界および製品毎に設定される場合があります。

2 適用の範囲

TOCOG は調達コードを、直接の活動および雇用関係、およびコマーシャルパートナーのすべてに適用します。このコマーシャルパートナーには、例えば、スポンサー、サプライヤー（およびその委託先）、ライセンシー、大会ライフサイクルに関するその他のパートナー等が含まれます。TOCOG は、これらのコマーシャルパートナーに対しても、調達コードの採用、あるいは彼ら自身で同様のコードを策定することを推奨します。

東京 2020 大会に関するすべての調達活動との一貫性を保持するため、TOCOG は、その他のデリバリーパートナーと連携し、(TOCOG の調達活動のみならず)大会全体に係わる製品やサービスの購入が調達コードに則って実施されるように各機関と調整します。その他のデリバリーパートナーには、東京都、日本オリンピック委員会 (JOC)、日本政府、国際オリンピック委員会 (IOC)、国際競技連盟 (International Sports Federations)、オリンピック・パートナープログラム (TOP) 参加企業 (※IOC と契約するスポンサー企業) が含まれます。

3 対象の分野

TOCOG は、サプライヤー、ライセンシーおよびその委託先 (以下、私たちのサプライヤー) が製品およびサービスの製造および調達において、国内法や国内規制、関係する業界基準、国際的な環境および社会基準を遵守することを期待します。これには「国連ビジネスと人権に関する指導原則」⁷が含まれます、

⁶ CRT 日本委員会と人権ビジネス研究所. (2015) 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック 人権ステートメント (案)」 <http://crt-japan.jp/blog/2015/06/16/public-comments-for-human-rights-policy-jp/>

⁷ 「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組み実施のために」 http://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

TOCOG の調達コードは、以下の 9 つの分野を対象とし、東京 2020 大会の持続可能性に関する取り組みを推進します。

- ・ 労働－労働条件
- ・ 安全衛生
- ・ 多様性とインクルージョン
- ・ 炭素・カーボン
- ・ 物流・交通
- ・ 廃棄／資源
- ・ 水
- ・ 有害物質
- ・ 地域資源

取り組み状況を効果的に把握するため、私たちは、必要に応じて、私たちのサプライヤーに対して上記の分野に関する情報提供を求めます。

3.1 労働 - 労働条件

TOCOG は、東京 2020 大会のイベントライフサイクルに関わるすべての人の人権を尊重します。このために、私たちのサプライヤーに対して、すべての従業員（契約労働者、派遣労働者、移住労働者を含む）の労働条件が、国際労働機関（ILO 中核⁸）基準あるいは（日本国内での労働に関しては）日本の労働基準法のうち、いずれかより人権の保護に資する基準を遵守していることを求めます。

少なくとも、私たちのサプライヤーは、労働条件に関して、ETI ベースコード⁹、Fair Labour Association Workplace Code of Conduct¹⁰、あるいは世界スポーツ用品工業会（WFSGI）が定める行動規範¹¹を参照し、そのうち、TOCOG に提供するサービスおよび商品にとって、あるいは雇用契約関係にある労働者の法的・社会的・文化的小および経済的文脈を考慮した上で、最もふさわしい基準を遵守すべく、対策を講じるべきです。

上記のいずれの基準も、ILO 基準に基づいており、共通して以下の項目が網羅されています。

⁸ 国際労働機関（ILO） *International labour standard instruments on working conditions*. See: http://www.ilo.org/travail/areasofwork/WCMS_145675/lang-en/index.htm（英語のみ）

⁹ Ethical Trading Initiative（ETI）. *The ETI Base Code*. <http://www.ethicaltrade.org/sites/default/files/resources/ETI%20Base%20Code%2C%20English.pdf>（英語のみ）

¹⁰ Fair Labor Association（FLA）. *FLA Workplace Code of Conduct*. <http://www.fairlabor.org/our-work/code-of-conduct>（英語のみ）

¹¹ 世界スポーツ用品工業会（WFSGI）. *WFSGI Code of Conduct: Guiding Principles*. http://www.wfsgi.org/images/downloads/related_topics_module_positions/WFSGI_Code_of_Conduct.pdf（英語のみ）

1. 認知された雇用関係
2. 強制労働
3. 結社の自由と団結権
4. 賃金と報酬
5. 差別
6. 児童労働
7. 健康で安全な労働環境
8. 労働時間
9. ハラスメントあるいは虐待

大会の準備および実施において、私たちのサプライヤーの多くが、外国人労働者あるいは移住労働者を用いる可能性があります。例えば、建設業、インフラ業、農業、看護、ホスピタリティ業、ケータリング業において、その可能性があります。上記の労働条件に関する 9 つの項目は、労働現場がどこであるかに関わらず、すべての労働者に対して等しく適用されるべきです。日本国内における労働に関して、外国人労働者（政府の技能実習制度¹²を通じた労働への従事も含める）は、大規模多国籍企業、中小企業、（人材派遣業者を通じた）個人による雇用といった従事する組織の規模や業界に係わらず、（日本国内の）他の労働者と同等の対応を受けるべきです。

私たちのサプライヤーが、臨時および派遣労働者を用いる際には、日本人あるいは外国人であるかに関わらず、それらの労働者を派遣する人材派遣業者はしかるべき認可を受けたものであり、International Confederation of Private Employment Services (CIETT)¹³のメンバーである必要があります。日本の場合には、（CIETT のメンバーである）一般社団法人 日本人材派遣協会¹⁴の会員である必要があります。臨時および派遣労働者は、雇用および配置に際して、金銭を課されるべきではありません。また、彼らは労働関連法により保護され、労働者が理解可能な言語で準備された書面によって雇用契約が取り交わされるべきです。

3.2 安全衛生

人権ステートメントに記載の、TOCOG の人権尊重の精神を実現するために、私たちのサプライヤーは、安全かつ衛生面に配慮し、生き生きと働くことのできる労働環境を整えなければなりません。私たちのサプライヤーは、労働災害や職場における危険な行為を防止するための対策を講じ、発生した労働災害について報告するための適切なシステム構築しなければなりません。TOCOG は危険な労働を容認しません。

私たちのサプライヤーは、安全衛生に関する国内法および国内基準、業界基準を遵守しなければな

¹² 公益財団法人 国際研修協力機構（JITCO）
http://www.jitco.or.jp/system/seido_enkakuhaikai.html

¹³ International Confederation of Private Employment Services (CIETT)
<http://www.ciett.org/index.php?id=7>

¹⁴ 一般社団法人 日本人材派遣協会 <http://www.jassa.jp/>

りません。例外なく、私たちは、私たちのサプライヤー（その委託先を含める）が労働安全衛生に関するトレーニングを労働者が理解できる言語で、定期的実施することを求めます。また、労働者に対して、業務の内容に見合った適切な個人用安全防護具を無料で提供するとともに、その利用方法に関する研修を定期的実施することを求めます。

3.3 多様性とインクルージョン

TOCOG は多様性を尊び、社会的インクルージョンを目指します。そのために、私たちのサプライヤーは、年齢、性別、性自認、性的指向、人種、国籍、出自、宗教、信条、身体的および精神的障害の有無、配偶者の有無、社会経済的背景による差別をしてはなりません。

私たちのサプライヤーとその委託先は、これらの原則を確実に遵守するための取り組みを実施する必要があります。これには、均等な雇用機会、公正で差別のない雇用慣行、職場における性的あるいはその他のハラスメントの撲滅につながる規定の適用、宗教的規律を有する労働者との議論を通じて彼らの慣習を尊重するための取り組みが含まれます。

必要に応じて、私たちのサプライヤーもまた、製品およびサービスの提供において、特定のグループの関心あるいはニーズに応えるべく積極的な対策を講じる必要があります。例えば、特定の宗教グループの食に関するニーズを満たす、あるいは、性的マイノリティのニーズを尊重する（トランスジェンダーの人びとが、警備上の観点から身体チェックを受ける際に、その実施にあたる担当官の性別を選択することができる等）製品やサービスの提供といったことが挙げられます。

3.4 炭素・カーボン

TOCOG は、「カーボン・ニュートラルな大会」を実施します¹⁵。初期段階環境影響評価書¹⁶によれば、大会の開催に伴う CO2 排出量は約 74 万トンであり（うち大会基盤関連が 39 万トン、観客関連

¹⁵ 本調達方針の 5.4 項から 5.7 項は、環境側面の炭素・カーボン、物流・交通、廃棄/資源、水の分野について説明しています。本部分の作成においては「2016 年 東京オリンピック・パラリンピック環境ガイドライン」を参考にしています。なお、本ガイドラインは、IOC の考え方およびガイドライン（「IOC スポーツと環境・競技別ガイドブック」<http://www.ioc.or.jp/eco/guidebook2008.html>）を参考とするほか、その他の東京都が策定する環境関連のガイドラインと連動しています（P2-3）。

「立候補ファイル」の中でも本ガイドラインについて触れています。「2016 年 東京オリンピック・パラリンピック環境ガイドライン」は、理念・方針の実現に向けた 3 つの項目（環境負荷の最小化、自然と共生する都市環境の再生、スポーツを通じた持続可能な社会づくり）を網羅しており、「東京都が掲げる環境最優先の大会開催のための具体的道筋を示し」ています。東京都「2016 年 東京オリンピック・パラリンピック環境ガイドライン」（東京都から提供された印刷物のみ、URL なし）

¹⁶ 東京都・東京 2020 オリンピック・パラリンピック組織委員会. (2013) 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 初期段階環境影響評価書」 p.5-17-45

<http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaiyunbi/torikumi/facility/kankyuu/pdf/shokihyoukasho.pdf>

は 35 万トン)、(カーボン・ニュートラルであるためには) これと同等量の CO₂ を削減する必要があります。このため、私たちのサプライヤーは、商品の生産・物流(詳細は「3.5 物流・交通」の項目をご参照ください)・販売・使用・廃棄/リサイクルにおける、また/あるいはサービスの提供に伴う CO₂ 排出量を最小限に抑えなければなりません。必要に応じて、環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」¹⁷や東京都が定める「グリーン購入ガイド」¹⁸を参考に、特定の物品(用具や設備)に関するガイドラインが策定される場合があります。CO₂ の多くは、一次以降のサプライヤーにおいて排出されることが想定されます。TOCOG は、消費者がそれぞれにカーボンオフセットプログラムに参加することを推奨します。

3.5 物流・交通

TOCOG は、CO₂ 排出量を最小限にとどめ、環境負荷の少ない交通を実現します。このため、私たちのサプライヤーは、最大限に輸送効率を高め、あるいは/あわせて、輸送距離の短縮化、交通需要マネジメント(TDM)や高度道路交通システム(ITS)技術といった新たに開発された交通・運輸システムの利活用を進める必要があります。さらに、私たちのサプライヤーは、大会に関する設備品や大会関係者(スタッフ、選手、観客)の運搬に関わり大会区域に出入りする車両に低公害・低燃費車(基準は、別途、策定されます)を導入し、利用しなければなりません。

3.6 廃棄/資源

TOCOG は、大会を通じた 5R の推進を目指しています。5R は、廃棄物の削減(reducing waste)、物質の再利用(reuse of materials)、リサイクルの推進(recycling)、エネルギーの回収(recovering energy)、都市の自然環境の再生(restoring natural habitat)を意味します。これには、可能であれば既存のスポーツ施設を再利用・利活用することも含まれます。このため、私たちのサプライヤーは、製品の生産・製造、包装、販売および使用、およびサービスの提供に伴う廃棄量を最小限に抑えなければなりません。さらに、私たちのサプライヤーとその委託先は、それが適当である場合には、会場や関連建物の新設および改修の際に、リサイクルあるいは再利用された二次原料をすべての業界において最大限に使用するべきです。さらに、サービスの提供時には、再利用可能な製品(再利用可能な食器、カップやグラスなど)を最大限に利用するべきです。製品は、5R に則って提供され、分別回収され、再利用され、リサイクルされる必要があります。

¹⁷ 環境省「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」「グリーン購入法」「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

¹⁸ 東京都「グリーン購入推進方針」、東京都「グリーン購入ガイド」
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/tokyo_green/

3.7 水

TOCOG は、水の効率的な利用を促進します。このため、私たちのサプライヤーは、サプライチェーン（製造、物流、販売、利用、廃棄およびリサイクルのすべての工程を含める）、および自社におけるマネジメント活動を通じた水の効率的な利用に努めなければなりません。それが可能である場合には、雨水や廃水を利活用すべきです。

3.8 有害物質

私たちのサプライヤーは、製造・物流・廃棄の段階において人体や環境に害を与える危険な原材料および物質の使用、あるいは提供を避けなければなりません。使用が禁止されるべき有害化学物質の一覧は、国際基準や関連する国内法に基づいて、別途、策定されます。

3.9 地域資源

TOCOG は、持続可能性に配慮した調達を実施します。それは、調達活動が及ぼす社会・環境・経済影響のバランスを考慮することを意味します。経済的観点からは、私たちの調達活動が、長期的にわたって、可能な限り最大限に、地域におけるビジネスの発展に貢献し続けることを目指します。私たちのサプライヤーは、可能であれば（日本および開催）地域の原材料を用いる必要があります。これを通じて、低炭素物流を実現し、日本の産業を支援する必要があります。私たちのサプライヤーには、日本における生産・製造を支え、地域の人びとに対して差別なく雇用機会を提供することを期待します。

4 苦情処理メカニズム

TOCOG は、調達コードの実施にあたり、（その実施がなされておらず、本方針の意図に反して、TOCOG の調達活動を通じて環境・経済・社会に対してネガティブな影響が発生しているという）苦情が発生する可能性を認識しており、そのような苦情を受け付け・対処するためのメカニズムを設置します。私たちのサプライヤーもまた、少なくとも、調達コードを自社の労働者へ知らせ、労働者が差別や報復に脅えることなく苦情を提起できるメカニズムを提供し、苦情は最大限尊重される形で傾聴され、苦情は根本原因の分析をもってタイムリーに対処され、実施されたコミュニケーションの内容について見直しが図られることを確実にしなければなりません。TOCOG の設置する苦情処理メカニズムの詳細については、追って開示します。

5 マネジメント、コミュニケーション、モニタリング、評価¹⁹

TOCOG は、私たちのサプライヤーが、少なくとも、調達コードに記載される基準の達成に向けて明確な目標を設定し、その目標を達成するために継続的な改善を実施することを期待します。また、本コードを遵守した活動を行うことができるようにマネジメントシステムを構築し、維持することを期待します。さらに、取り組みの進捗状況を積極的に確認し、測定し、(それが計画通りになされていない場合には) 確実に遵守するようにマネジメントや事業プロセスを変更すること、透明性の高い方法で実施することを期待します。

調達において、以下を実施します。

- 私たちのサプライヤーを支援することー調達コードに記載された持続可能性に関する事項についての研修機会の提供を含みます。
- 持続可能性に関する事項を含んだ、明確で透明性の高い(入札)選定基準を設定すること。
- 入札評価に持続可能性に関する取り組みを適切な程度に考慮すること。なお、これにより、サプライヤーに面倒な要求を押し付けないように、また、中小企業(SMEs)を不当に不利な立場に追い込まないように留意すること。
- 公正で、透明性が確保され、持続可能性に関して入札企業の取り組みを比較評価することのできる、表彰基準を設定すること。
- 契約管理状況、サプライヤーにおける取り組み状況についてモニタリングを実施することー定期監査の実施、目標達成に向けたマネジメントプランの策定支援、状況改善に向けた是正処置の実施を含む。

進捗状況をモニタリングし、不遵守を防ぐために、私たちのサプライヤーは、TOCOG あるいは私たちが指定する組織あるいは監査人の要望に応じて、すべての情報を開示しなければなりません。私たちは、例えば、製造・生産工場あるいは労働条件に関する情報提供、および工場敷地内への自由な立ち入りの許可といったことを求めます。

TOCOG は、私たちのサプライヤーに対して、調達コードに則った活動の進捗状況を毎年報告するよう求めます。

以上

¹⁹ 本部分は「国連サプライヤー行動規範

(https://www.un.org/Depts/ptd/sites/www.un.org.Depts.ptd/files/files/attachment/page/2014/February%202014/conduct_english.pdf) (英語のみ) (http://www.unic.or.jp/files/14-54234_Procurement_Brochure_J-version.pdf) および「リオオリンピック・パラリンピック 2016年持続可能性に配慮したサプライチェーンガイド

(http://www.rio2016.com/sites/default/files/annex_4_sustainable_supply_chain_guide_english.pdf) (英語のみ)」を参考にしています。